

危機管理マニュアル R4.5

1. 火災	1
2. 地震・津波	3
3. 原子力発電所事故	11
4. 不審者対応（校内・登下校）	13
5. 対人対策	16
6. 交通事故（登下校時）	17
7. 弾道ミサイル発射に係る対応	18
8. 学校への犯罪予告・テロへの対応	21
9. インターネット上の犯罪被害への対応	22
10. 体育の授業及び運動系クラブ活動での頭頸部外傷への対応	23
11. 熱中症への対応	24
12. 食物アレルギーへの対応	25
13. 気象災害への対応	26

1 火災

(1) 連絡・通報

火災を発見したものは、職員室に連絡するとともに消防機関119に通報する。

(2) 避難命令

校長は、速やかに状況を把握し、児童の行動を迅速かつ的確に指示する。

- ① 避難場所・避難経路の決定及び避難状況の把握
- ② 各種災害を判断し自衛消防活動上必要な指揮、命令
- ③ 消防隊との密接な連携

(3) 避難指示

教頭（事務職員）は、放送設備を活用し、次の放送文例により緊急放送を行う。

① 授業中の場合

「火災発生、○棟○階○教室より出火、○経路で
全員運動場○○側に避難しなさい。」

② 休憩中の場合

「火災発生、○○より出火。教室にいる者は先生がすぐ行きますから教室で静かに待ちなさい。校舎内にいる者は、すぐに教室へ入りなさい。校庭にいる者は、運動場○○側に集まりなさい。」

(4) 基本行動

全職員及び児童は、放送終了後、下記のとおり速やかに行動する。

児童の行動	教師の行動
① すべての行動を止め、静かに放送を聞く。	① 授業担当者は、放送終了後、児童を連れて運動場へ避難する。
② 放送終了後、速やかに行動を開始する。→教師の指示を受け、行動する。	② 空き時間の学級担任は運動場へ行って児童を掌握する。 <u>出席簿を持って出る。</u>
③ 「押さない」「駆けない」「しゃべらない」を守り、口にハンカチ等を当てて避難する。	③ 校舎内点検者は、校舎内（トイレ等）に児童がいないかを点検する。※注1
④ 校舎内は早足、校舎外に出たらかけ足。	④ 防火扉、シャッターの非常口の扱い方の指導をする。防火扉のドアに手をはさまないように、またつまづかないよう足下にも気をつける。
⑤ カバン等の持ち物は一切持たず、内履きのまま避難する。	⑤ 校舎外では、かけ足で行動し、避難場所に整列させ人員点呼を行い、学校長に報告する。 ※注2
⑥ 廊下で他の学年の列とぶつかった場合低学年を先に行かせる。	⑥ 事務職員は、緊急時児童引き渡しカードを持って避難する。

- ※注1 校舎内点検者 A棟・体育館（級外）、B棟（級外）、C棟（級外）、D棟（級外）を基本とする。避難訓練は指定しておく
- ※注2 避難報告 各学級担任 → 学年代表 → 校長
特別支援学級担任 → 特別支援学級代表 → 校長
校舎内点検者 → 校長

(5) 避難経路 (※ 9 避難経路図 参照)

A 経路 (出火場所が A・B・C 棟・体育館の場合)

B 経路 (出火場所が D 棟の場合)

(6) 避難場所

避難場所の集合隊形

場所：運動場の南側 (学級園前)



(7) 初期消火

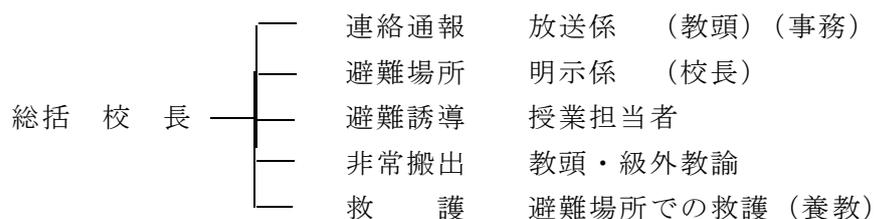
初期消火係 (級外教諭) は、火災発生 の 覚知 と 同時 に 発生 場所 に 急行 し、屋 内 消火 栓 及 び 消火 器 等 を 使用 し、延 焼 拡 大 防 止 を 主 眼 と し た 消 火 活 動 を 行 う。

(8) 応急救護活動

養護教諭は、次の活動を行う。

- ① 避難場所と併設し救護所を設定する。
- ② 負傷者の応急処置を行うとともに、学年、氏名、負傷程度等の必要事項を校長に報告する。
- ③ 救急隊到着時は、救急隊と密接な連絡をとり、負傷者を速やかに搬送できるように努める。

(9) 組織分担



2 地震・津波

(1) 避難命令

校長は、速やかに状況を把握し、避難基準に基づき、児童の行動を迅速かつ的確に指示する。

- ① 避難開始時期・避難場所の決定
- ② 避難状況の把握

【避難基準】

警 報 等	避難場所	避難要項
地 震（津波警報が出ていない）	運動場	避難要項(2)－1
津波警報（1m, 2m）	校舎3階（屋上）	避難要項(2)－2
大津波警報（3m, 4m, 6m, 8m, 10m）	羽咋中学校	避難要項(2)－3

(2) － 1 避難要項（津波警報が出ていない場合）

① 避難指示

教頭（事務職員）は、放送設備を活用し、次の放送文例により緊急放送を行う。

「地震です。地震です。あわてないで、それぞれの場所で頭を守りながら体を伏せなさい。」

児 童 の 行 動	教 師 の 行 動
ア 教室及び特別教室にいるときは、ただちに机の下に身を入れ頭を守る。 イ 廊下、体育館にいるときは、中央に寄り頭を守り身を伏せる。 ウ 便所にいるときは、ドアを開き、その場で地震の終わるのを待つ。 エ 校庭にいるときは、校舎から離れ、頭を守って身を伏せる。	ア 授業担当者は、廊下側出口を開け、避難経路を確保する。

「余震がおさまりました。A経路で、運動場の赤い旗の立っている場所へ避難しなさい。」

② 基本行動

全職員及び児童は、放送終了後、下記のとおり速やかに行動する。

児童の行動	教師の行動
<p>ア 放送終了後、速やかに行動を開始する。→教師の指示を受け、行動する。</p> <p>イ 「押さない」「駆けない」「しゃべらない」を守り、避難する。</p> <p>ウ 校舎内は早足、校舎外に出たらかけ足。</p> <p>エ カバン等の持ち物は一切持たず、内履きのまま避難する。</p> <p>オ 廊下で他の学年の列とぶつかった場合低学年を先に行かせる。</p>	<p>ア 授業担当者は、放送終了後、児童を連れて運動場へ避難する。</p> <p>イ 空き時間の学級担任は運動場へ行って児童を掌握する。<u>出席簿を持って出る。</u></p> <p>ウ 校舎内点検者は、校舎内（トイレ等）に児童がいないかを点検する。※注1</p> <p>エ 校舎外では、かけ足で行動し、避難場所に整列させ人員点呼を行い、学校長に報告する。 ※注2</p> <p>オ 事務職員は、緊急時児童引き渡しカードを持って避難する。</p>

※注1 校舎内点検者 A棟・体育館（級外）、B棟（級外）、C棟（級外）、D棟（級外）を基本とする。

※注2 避難報告
 各学級担任 → 学年代表 → 校長
 特別支援学級担任 → 特別支援学級代表 → 校長
 校舎内点検者 → 校長

③ 避難経路（※ 9 避難経路図 参照）

A経路

④ 避難場所

避難場所の集合隊形

場所：運動場の南側（学級園前）

校長



（基本隊形）



(2) - 2 避難要項 (津波警報の場合)

① 避難指示

教頭 (事務職員) は、放送設備を活用し、次の放送文例により緊急放送を行う。

「地震です。地震です。あわてないで、それぞれの場所で頭を守りながら体を伏せなさい。」

児童の行動	教師の行動
<p>ア 教室及び特別教室にいるときは、ただちに机の下に身を入れ頭を守る。</p> <p>イ 廊下、体育館にいるときは、中央に寄り頭を守り身を伏せる。</p> <p>ウ 便所にいるときは、ドアを開き、その場で地震の終わるのを待つ。</p> <p>エ 校庭にいるときは、校舎から離れ、頭を守って身を伏せる。</p>	<p>ア 授業担当者は、廊下側出口を開け、避難経路を確保する。</p>

「津波警報が出ました。3階へ避難しなさい。」

② 基本行動

全職員及び児童は、放送終了後、下記のとおり速やかに行動する。

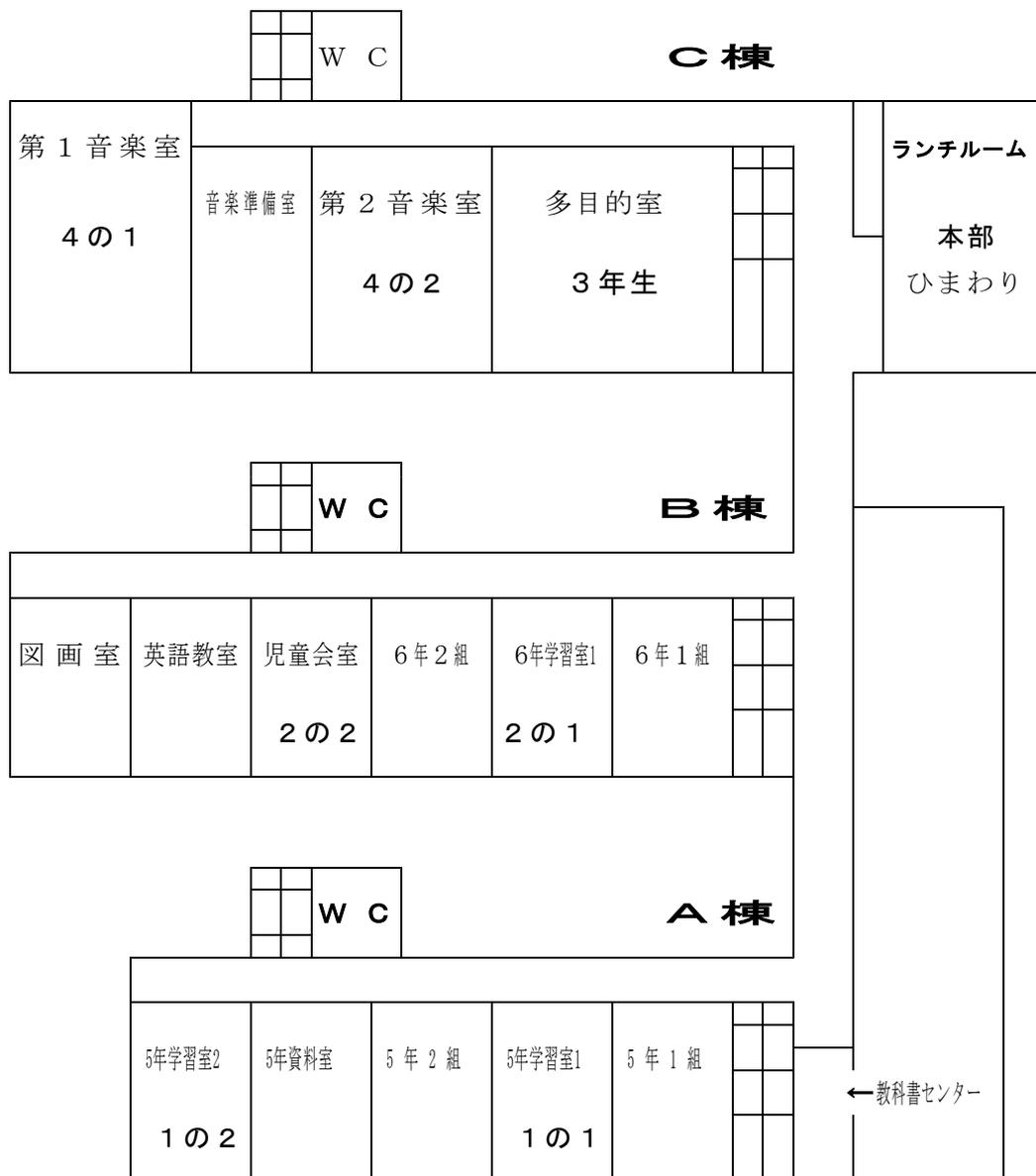
児童の行動	教師の行動
<p>ア 放送終了後、速やかに行動を開始する。→教師の指示を受け、行動する。</p> <p>イ 「押さない」「駆けない」「しゃべらない」を守り、避難する。</p> <p>ウ カバン等の持ち物は一切持たず、避難する。</p> <p>エ 廊下で他の学年の列とぶつかった場合低学年を先に行かせる。</p>	<p>ア 授業担当者は、放送終了後、児童を連れて3階へ避難する。</p> <p>イ 空き時間の学級担任は3階避難場所へ行って児童を掌握する。<u>出席簿を持って行く。</u></p> <p>ウ 校舎内点検者は、校舎内 (トイレ等) に児童がいないかを点検する。※注1</p> <p>エ 避難場所に整列させ、人員点呼を行い、本部の校長に報告する。 ※注2</p> <p>オ 事務職員は、緊急時児童引き渡しカードを持って本部へ避難する。</p>

※注1 校舎内点検者 A棟・体育館 (級外)、B棟 (級外)、C棟 (級外)、D棟 (級外) を基本とする。

※注2 避難報告
各学級担任 → 学年代表 → 校長
特別支援学級担任 → 特別支援学級代表 → 校長
校舎内点検者 → 校長

③ 避難経路・避難場所

校舎3階



※1年生は、1の2・1の1の順にA棟西階段で3階へ。その後避難場所へ。

※ひまわり・2年生は、ひまわり・2の2・2の1の順にB棟西階段で3階へ。その後左側通行で避難場所へ。

※3年生はA棟東階段・4年生はB棟東階段で3階へ。その後4年・3年の順に右側通行で避難場所へ

※本部は、ランチルームとする。

(2) - 3 避難要項 (大津波警報の場合)

① 避難指示

教頭 (事務職員) は、放送設備を活用し、次の放送文例により緊急放送を行う。

「地震です。地震です。あわてないで、それぞれの場所で頭を守りながら体を伏せなさい。」

児 童 の 行 動	教 師 の 行 動
<p>ア 教室及び特別教室にいるときは、ただちに机の下に身を入れ頭を守る。</p> <p>イ 廊下、体育館にいるときは、中央に寄り頭を守り身を伏せる。</p> <p>ウ 便所にいるときは、ドアを開き、その場で地震の終わるのを待つ。</p> <p>エ 校庭にいるときは、校舎から離れ、頭を守って身を伏せる。</p>	<p>ア 授業担当者は、廊下側出口を開け、避難経路を確保する。</p>

「大津波警報が出ました。A経路で、体育館前の赤い旗の立っている場所へ避難しなさい。」

② 基本行動

全職員及び児童は、放送終了後、下記のとおり速やかに行動する。

児 童 の 行 動	教 師 の 行 動
<p>ア 放送終了後、速やかに行動を開始する。→教師の指示を受け、行動する。</p> <p>イ 「押さない」「駆けない」「しゃべらない」を守り、避難する。</p> <p>ウ 校舎内は早足、校舎外に出たらかけ足。</p> <p>エ カバン等の持ち物は一切持たず、内履きのまま避難する。</p> <p>オ 廊下で他の学年の列とぶつかった場合低学年を先に行かせる。</p>	<p>ア 授業担当者は、放送終了後、児童を連れて体育館前へ避難する。</p> <p>イ 空き時間の学級担任は体育館前へ行って児童を掌握する。<u>出席簿を持って出る。</u></p> <p>ウ 校舎内点検者は、校舎内(トイレ等)に児童がいないかを点検する。※注1</p> <p>エ 校舎外では、かけ足で行動し、避難場所に整列させ人員点呼を行い、学校長に報告する。 ※注2</p> <p>オ 事務職員は、緊急時児童引き渡しカードを持って避難する。</p>

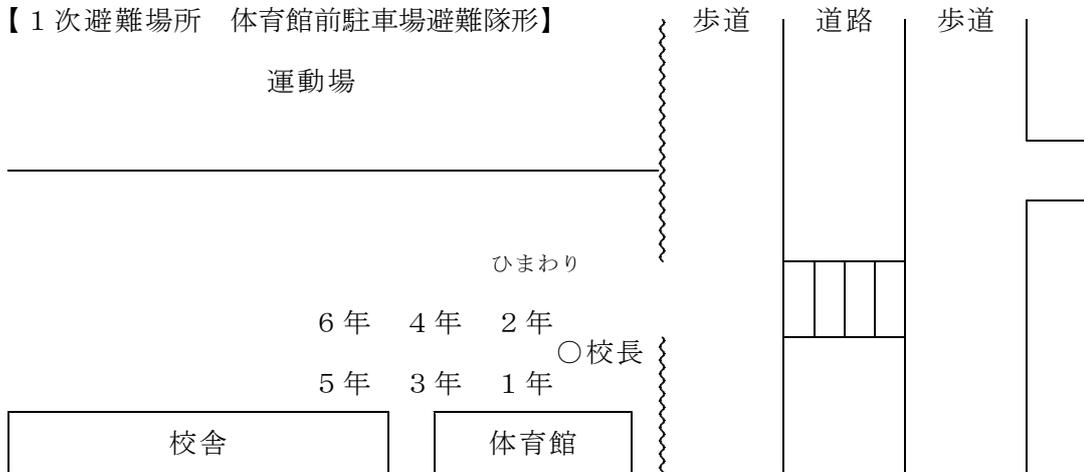
※注1 校舎内点検者 A棟・体育館(級外)、B棟(級外)、C棟(級外)、D棟(級外)を基本とする。

※注2 避難報告
 各学級担任 → 学年代表 → 校長
 特別支援学級担任 → 特別支援学級代表 → 校長
 校舎内点検者 → 校長

③ 避難経路・避難場所

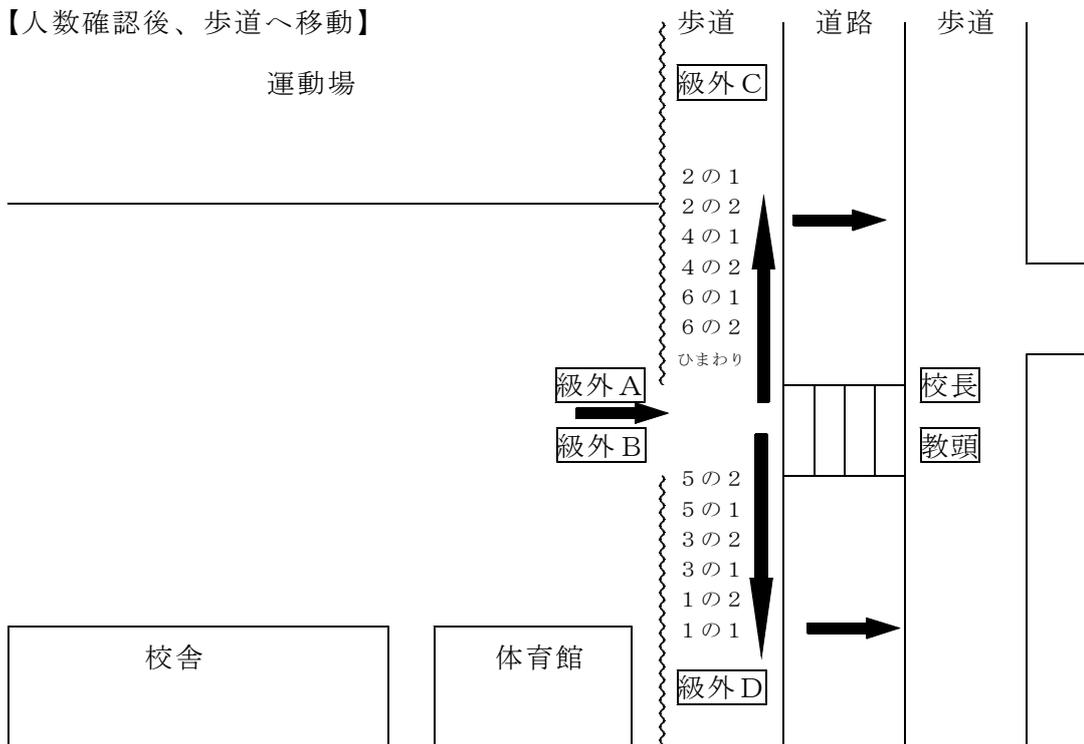
一次避難場所 体育館前

最終避難場所 羽咋中学校 2階



※1次避難場所各クラス4列で整列（各学年1組・2組の順）

※人数確認・報告後、歩道へ4列で移動（1年と2年同時に移動開始、ひまわりが最後）



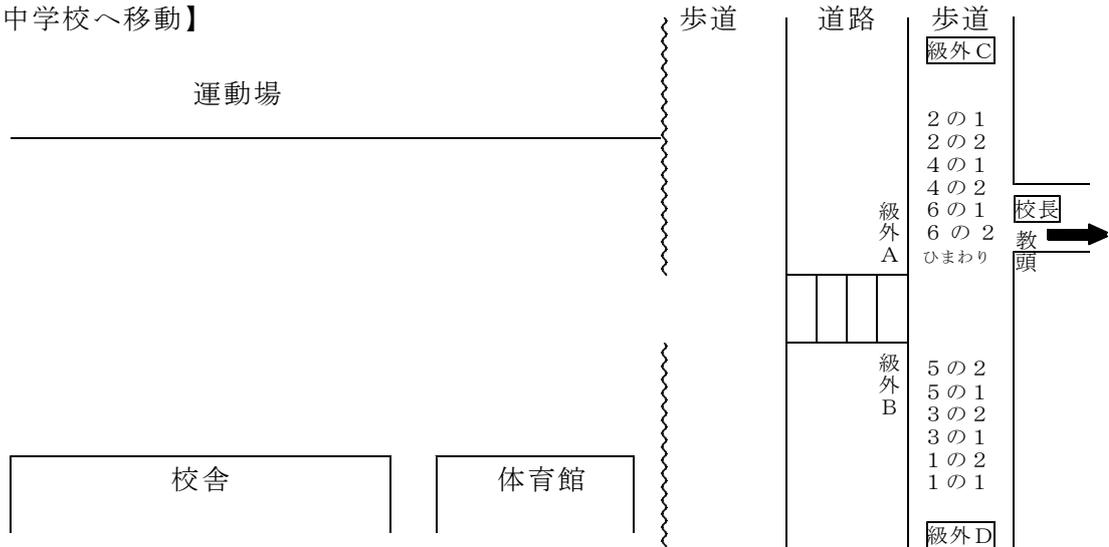
※各クラス4列で歩道に整列

※級外Aは、最後尾が歩道に整列したら旗（黄色）を上げる。

※教頭が赤旗を上げたら。級外C・Dは、旗（黄色）で車を止める。

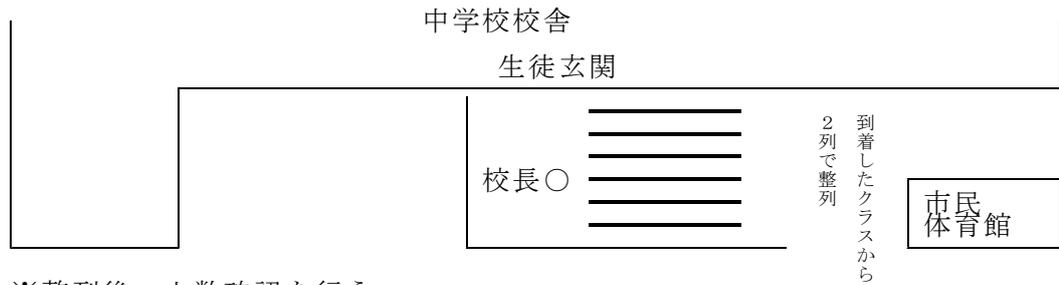
※教頭の笛の合図で一斉に道路を横断。級外C・Dも笛を鳴らす。

【中学校へ移動】



※中学校への道路に近いクラスから4列で中学校へ向かう。どの学年から中学校へ向かうかは、教頭が指示する。先頭は校長。最後尾は級外C・D

【最終避難場所 羽咋中学校2階へ移動】



※整列後、人数確認を行う。

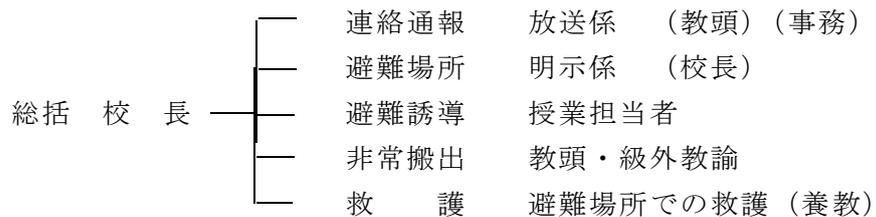
※中学校の指示（教頭が確認）を受け、生徒玄関又は非常階段から2階へ移動

(3) 応急救護活動

養護教諭は、次の活動を行う。

- ア 救護所を設定する。
- イ 負傷者の応急処置を行うとともに、学年、氏名、負傷程度等の必要事項を校長に報告する。
- ウ 救急隊到着時は、救急隊と密接な連絡をとり、負傷者を速やかに搬送できるように努める。

(4) 組織分担



(5) 登下校時・在校時の安全指導と保護者への引き渡し方法

① レベル1（震度4以下の地震発生時）

余震情報を確認して屋外避難や屋内待機をし、余震がおさまったら通常の下校を行う。

② レベル2（震度5以上の大地震発生時等非常災害発生時）

ア 登下校時

- ・登下校時に大きな地震が発生した時は、建物から離れて立ち止まり周囲の安全を確かめ、おさまるのを待って学校や家に向かうよう指導する。すぐに職員が通学路にいる児童の安全を確認し、自宅へ送るか学校へ引率し、直接保護者に引き渡す。

- ・自宅にいる児童の安全は電話や担任等の訪問により確認を行う。

イ 在校時

- ・余震情報を確認して屋外避難や屋内待機をし、余震がおさまるまで待つ。
- ・児童を下校させないで、学校において直接保護者へ引き渡す。緊急連絡網・緊急時児童引き渡しカードを使用して迎えを要請する。
- ・職員は保護者に児童を引き渡し、引き渡しカードに時刻と保護者名、行き先等を記録する。

ウ 校外学習時

- ・現地の避難場所に速やかに避難し、学校へ児童の安全を報告する。バス会社や施設とも連絡を取り、避難位置や場所を確認して安全に帰校できるよう対応する。帰校後は在校時と同様に保護者に引き渡す。

③ レベル3（津波警報・大津波警報発令時）

ア 登下校時

- ・身体の保護、安全確認後、速やかに海岸・河川から離れ、高い所へ避難する。
- ・落下物・危険物を避け、コンクリート製の高い建物に入る。
- ・学校のすぐ近くにいる児童は、学校に避難し職員の指示に従い、校舎の3階以上にあがる。

イ 在校時

- ・警報解除まで、原則として避難場所に待機させ、帰宅させない。同様に保護者への引渡しも行わない。
- ・警報解除後、余震の可能性を踏まえ、安全を最優先として保護者への引き渡しを行う。緊急連絡網・緊急時児童引き渡しカードを使用して迎えを要請する。
- ・大津波発生等により児童の家族や家屋に甚大な被害が生じた場合は、県・市の危機管理課等の指示に従い、指定避難所に避難する。
- ・学校にとどまり、宿泊を要する場合は、D棟3階多目的室等を使用する。

ウ 校外学習時

- ・現地の避難場所（できるだけ高台）に速やかに避難し、学校へ児童の安全を報告する。その後の対応はイに準じる。

3 原子力発電所事故

事故対策本部からの通報を受け、羽咋市の「原子力発電所事故対策マニュアル」に従って行動する。

(1) 避難命令

校長は、対策本部からの通報を受け、速やかに状況を把握し、迅速かつ的確に避難及び避難所開設を指示する。

- ① 避難開始時期・避難場所の決定
- ② 避難状況の把握
- ③ 退避施設の開放

(2) 避難指示

教頭（事務職員）は、放送設備を活用し、次の放送文例により緊急放送を行う。

「羽咋市災害対策本部より、志賀原子力発電所での事故のため、放射性物質が出されたことから屋内退避の指示が出されました。児童は教室に入り、先生の指示に従ってください。」「教室・廊下の窓を閉め、鍵をかけなさい。」

(3) 基本行動

全職員及び児童は、放送終了後、下記のとおり速やかに行動する。

児 童 の 行 動	教 師 の 行 動
① 児童は、教室に入り、窓際を離れ、室内中央に座る。	① 授業担当者は、放送終了後、児童を教室中央に座らせるとともに、教室・廊下の窓の施錠を行い、カーテンを閉める。特別教室・体育館・運動場にいる場合は、すぐに教室へ戻る。 ② 情報担当者は、テレビのスイッチを入れ、情報が入手できるようにする。 ③ 空き時間の学級担任は教室へ行って児童を掌握する。 <u>出席簿を持って行く。</u> ④ 校舎内点検者は、校舎内（トイレ等）に児童がいなかを点検するとともに、窓閉め・施錠の確認を行う。 ※注1 ⑤ 学級担任は、教室で人員点呼を行い、本部（職員室）の校長に報告する。 ※注2

※注1 校舎内点検者 A棟・体育館（級外）、B棟（級外）、C棟（級外）、D棟（級外）を基本とする。

※注2 避難報告
 各学級担任 → 学年代表 → 校長
 特別支援学級担任 → 特別支援学級代表 → 校長
 校舎内点検者 → 校長

羽咋市災害対策本部の指示により、次の避難指示を行う。

「羽咋市災害対策本部より、体育館へ避難するよう指示がありました。全校児童は先生の指示に従い、体育館に避難してください。」

児童の行動	教師の行動
① 児童は、担任の誘導で体育館中央部へ避難する。	① 担任は、放送終了後、児童を体育館へ誘導する。避難経路は、集会時の経路とする。 ② 避難の際は、ハンカチ等で口をふさぐよう指示する。 ③ 事務職員は、緊急時児童引き渡しカードを持って避難する。 ④ 学級担任は、教室で人員点呼を行い、校長に報告する。 ※注1 ⑤ 避難報告終了後、羽咋市災害対策本部へ無線で避難終了の報告を行う。(教頭)

※注1 避難報告

各学級担任 → 学年代表 → 校長

特別支援学級担任 → 特別支援学級代表 → 校長

校舎内点検者 → 校長

(4) 避難場所

各教室（本部は職員室）

※羽咋市災害対策本部の指示により、体育館への避難の場合もある。

(5) 退避施設の開放

校長は、羽咋市災害対策本部からの指示により、直ちに退避施設を開設し、以下の業務を行う。

- ① 退避住民の人数等について、逐次本部に連絡し、その内容を記録する。
- ② 退避住民に対し、的確な情報の提供及び指示を行う。
- ③ 退避住民等の不安の除去及び要求等の把握に努める。
- ④ 本部が供給した必需物資の平等かつ能率的な給付を行う。
- ⑤ 退避施設及び退避住民の衛生及び健康の確保に努める。
- ⑥ 施設の保全、盗難防止に努める。

4-1 不審者対応（校内）

（1）定期的巡回

毎日4回、校舎内外を職員がホイッスルを持って巡視し、安全を確認する。（管理職は適宜）

（2）部外者を発見時の対応

① 発見者は、まず不審者かどうか確認するため用件などを聞く。曖昧なときは、さらに質問する。

○ 不審者か

N	→	案内する。注意を怠らず距離をおいて。
Y	→	退去要求 付近の児童を遠ざける。職員室への連絡。

○ 退去しそうか

Y	→	見届ける。
N	→	距離をとりながら、落ち着いて説得。 他の職員が来るのを待つ。

② 連絡を受けた職員室では、

- ・「110番」通報
- ・指示された場所へ移動するよう連絡する。（全校放送）
- ・他の階の男子職員は現場に急行する。（校長、教頭を含む）
携行品…さすまた、携帯電話

③ 現場では

○ 退去しそうか

Y	→	見届ける。
N	→	避難についての判断、実施

○ 緊急性が高いか

Y	→	さすまた等を使って封じ込め 避難についての判断、実施
N	→	空き教室等へ案内し対応

（3）突然に教室等へ侵入してきた場合の対応

① 発見者

○ 保護者か

Y	→	用件を聞く		
N	→	緊急性が高いか		
		Y	→	児童の安全確保、退去の説得 職員室へ連絡
		Y	→	児童の安全確保、大声で知らせる、職員室へ連絡

② 連絡を受けた職員室では

- ・「110番」通報
- ・指示された場所へ移動するよう、全校に知らせる。(緊急放送)
- ・他の階の男子職員に連絡し現場に急行。(校長、教頭を含む)
携行品…さすまた、携帯電話
- ・直ちに、不審者の封じ込めに努める。避難についての判断、実施

(4) 役割分担

全体指揮・外部との対応	校長・教頭
内部連絡・伝達	教頭・主幹教諭
保護者への連絡	教頭・主幹教諭
避難誘導・安全確保	学年主任・学級担任・授業担当者
不審者への対応	発見者・男子職員
応急手当・医療機関等	養護教諭
安否確認	(全 体) 主幹教諭 (学年・学級) 学級担任 (校内巡視) 級外

4-2 不審者対応（登下校）

（1）事前指導等について

※児童に対する注意喚起について

- ・できるだけ複数で下校する。
- ・暗い道や人通りの少ない裏道等は、極力通らないようにする。
- ・声かけや誘いには応じないようにし、相手を刺激しないように対処する。
- ・何かあったら、商店や民家子ども110番の家など安全な場所に避難する。

※学校周辺の安全点検について

- ・下校時の安全確保について定期的に防犯の観点で、安全点検を行う。
- ・不審者が周辺で見られた場合は、早急に対応し、安全確保に努める。

※家庭や地域との連携について

- ・保護者や見守り隊の方に不審者情報をメール配信できるようにする。
- ・警察と見守り隊の方との意見交流会の場を設ける。

（2）不審者情報・事件の学校への第一報があった場合

【緊急対応が必要な場合】→被害者等の安全確保

※必要がない場合も警察・教委へ報告する

<学校の取組>

- ・未通報の場合は110番通報
- ・近くのボランティア等への支援要請
- ・現場に急行し、情報収集と整理
- ・教育委員会への第一報と支援要請

○負傷者がいる場合

- ・未通報の場合は119番通報
- ・負傷者の保護者への連絡

【不審者が確保されていない場合】→登下校の安全確保

<学校の取組>

- ・安全確保までの児童の保護と保護者への引き渡しや集団登下校
- ・地域住民、保護者、ボランティア、警察、教育委員会等への支援要請

○必要に応じて

- ・教職員等による緊急防犯パトロール

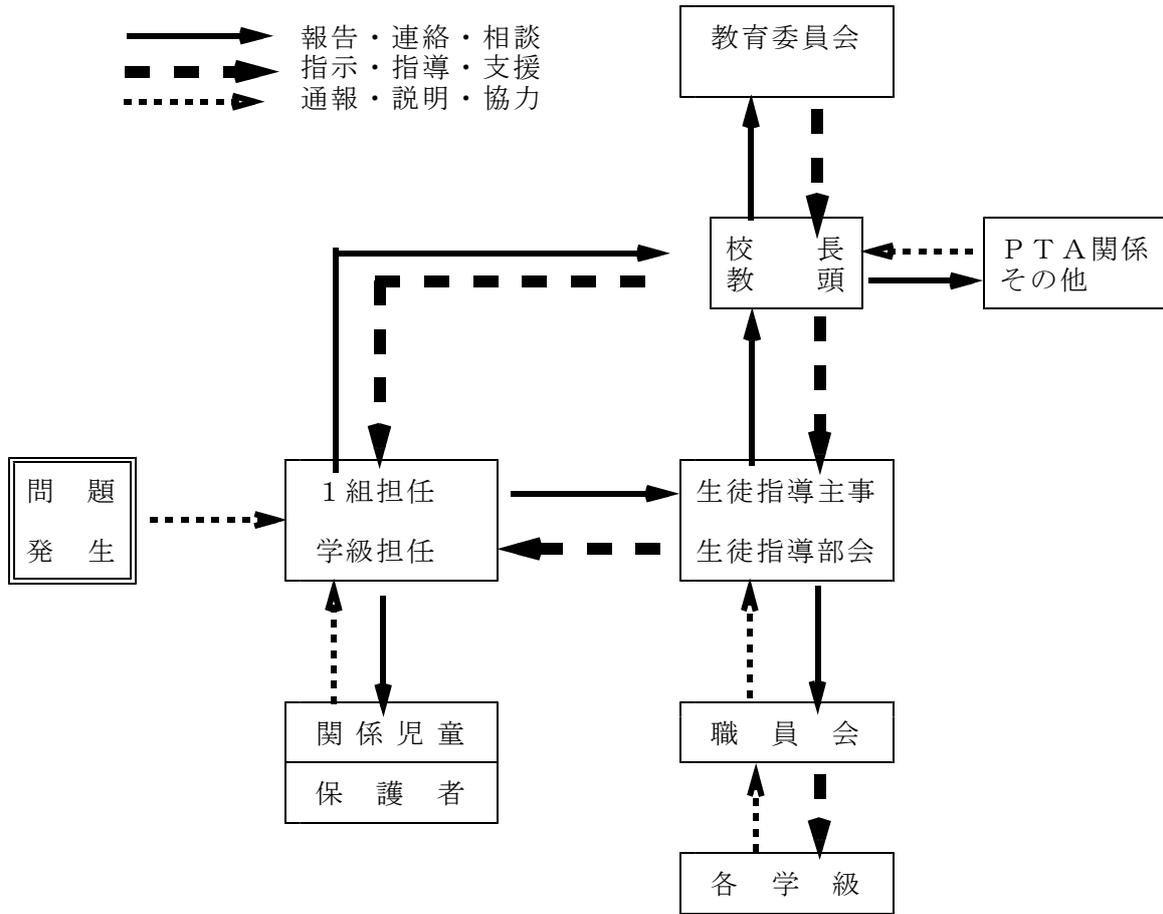
（3）事後の対応や措置（登下校時の安全対策強化）

<学校の取組>

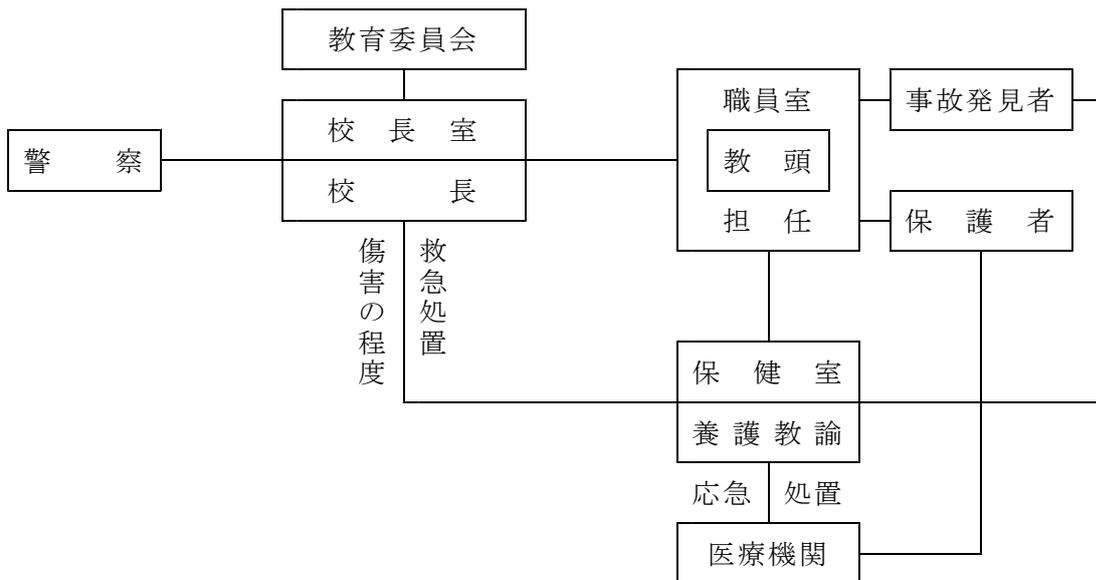
- ・情報の整理と提供
- ・保護者への説明
- ・心のケア
- ・再発防止対策実施
- ・報告書の作成
- ・災害共済給付請求 等

5 対人対策

(1) 問題発生時の処置系統



(2) 事故発生時の処理系統



6 交通事故（登下校時）

交通事故が発生した場合、管理職の判断の下、以下の対応を行う。

（1）初期対応

事故の第一報が学校に入った後、未通報の場合は、必要に応じて110・119番通報した上で、交通事故の現場に急行して事態を把握します（児童生徒等の状態、事故の状況など）。ほかの教職員と連携しながら、以下の対応を迅速に行います。

- ・ 負傷者がいる場合の応急手当及び安全確保
- ・ 保護者への連絡
- ・ 当事者となった児童生徒等の気持ちを落ち着かせる
- ・ 周囲にほかの児童生徒等がいる場合は、現場から離れるなど、安全確保を指示する
- ・ 教育委員会等への連絡

（2）二次対応と対策本部

事故の情報を整理し、警察・医療機関・PTA等と緊密に連携しながら、容体の把握、保護者への対応、今後の対応策、他の児童生徒等への指導などを検討します。重大かつ深刻な交通事故の場合は、緊急の対策本部を設置し、迅速な対応を講じます。

（3）事故状況の調査・報告

事故発生状況や事故原因に関わる事実を調査・記録し、教育委員会等へ報告します。記録した情報は、再発防止に向けた安全管理・安全教育を再検討するために役立てます。

（4）当事者となった児童生徒等への対応

事故当事者になった児童生徒等自身がとるべき対応（警察等への通報、加害者の責任）があります。発達段階、児童生徒等の理解不足、事故発生時の精神状態などにより、自らの力で適切に対応できない場合がありますので、事故後に児童生徒等がとった行動を確認し、対応が不十分な場合は支援・指導を行います。

（5）心のケア

交通事故を経験することによって、心に深い傷を負った場合は専門家による心のケアが必要となります。

特に、次のような場面を経験した場合は、事故当事者以外の児童生徒等も含め、心的外傷後ストレス障害に発展する可能性が高くなりますので、適切なケアが求められます。

- ・ きょうだい・友人が死亡重傷事故に遭うのを目の当たりにした
- ・ 児童生徒等が加害者となり他者に大けがを負わせた
- ・ 自分の行為が原因となり、他者を事故に巻き込んだ

7 弾道ミサイル発射に係る対応

(1) 目的

弾道ミサイル発射情報を受けた場合の迅速・適切な対応

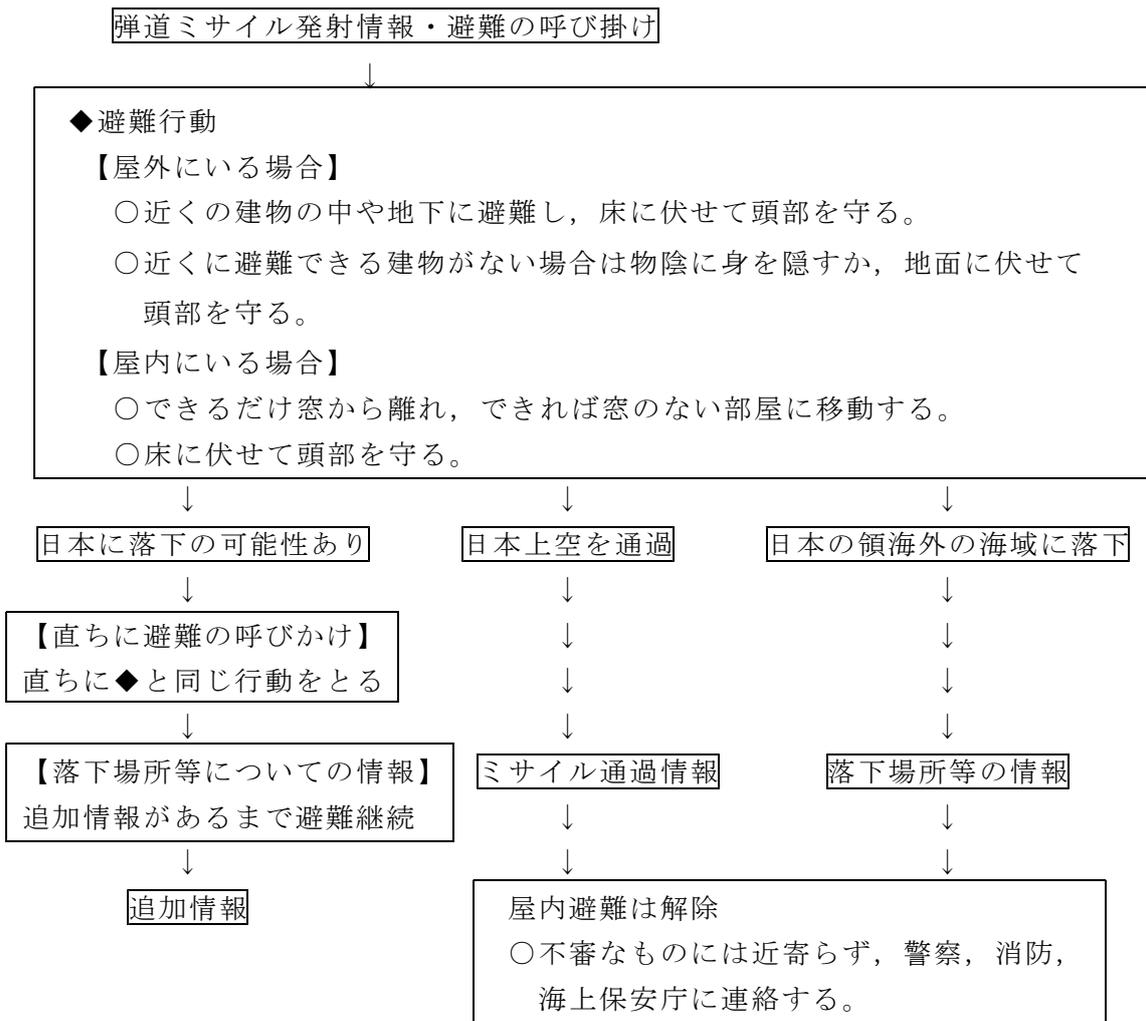
(2) 基本事項

- 弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達される。Jアラートにより国から、緊急情報が発信されると、これを受信した市町では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、さまざまな手段により住民へ情報が伝達される。
- 携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信される。

【1】 Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

- 弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要である。
- 正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、避難を最小限にする。

(1) Jアラートによる情報伝達と学校における基本的な避難行動の流れ



(2) 様々な場面における避難行動等の留意点

<学校にいる場合>

【校舎内の場合】

情報を受け取った際に、教室内の授業中であって、地下室や窓のない部屋にすぐ移動することが難しい場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ったり、机の下に入って頭部を守ったりする。

【校舎外の場合】

校庭での授業中であって、近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、遮蔽物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠したり、その場で地面に伏せて頭部を守ったりする。

<校外活動中の場合>

計画の段階で様々な危機事象の発生を想定しておく。また、活動場所での情報伝達方法や危機事案が発生した場合の避難について事前に確認しておく。特に、野外活動では、携帯電話等の情報ツールの携行はもとより、情報収集の手段を確保しておくことや、事案が発生した時の避難を念頭に置いた下見を行う。さらに、自由行動中など、教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導しておく。

<登下校中の場合>

登下校中に入手した情報に基づき、児童等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておく。

屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、場所によって聞こえないこともあるが、ミサイル発射情報はテレビやラジオ等でも伝えられるほか、緊急速報として携帯電話等にも配信されるので、聞こえてくる音を注意深く聞くことも大切である。また、緊急情報を知った人が何らかの方法をとるので、周囲の人の行動も情報のひとつである。

<児童が自宅等にいる場合>

安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保する。また、こうした行動が取れるよう、あらかじめ指導しておく。合わせて、早朝等に発射情報が伝達された場合、登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達の方法や安否確認方法も周知しておく。

(3) 学校における臨時休業や授業の開始時間の判断等について

早朝等の始業前に弾道ミサイルが発射され、日本の領土・領海に落下した場合は、落下情報に続いて追加の情報が伝達される。それ以外の場合、上空通過の情報や領海外への落下情報が発信された場合には避難解除を意味するので、日常生

活に戻って登校を開始する。

交通機関の運行の状況等，地域によって状況が異なることより児童への連絡方法や連絡のタイミングなどについて，学校の対応を検討しておく。

特に，臨時休業については，Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合，臨時休業とするか否かや登校の判断等については学校と学校の設置者との間であらかじめ定めておく。

【2】体制整備

（1）適切な情報伝達の仕組みと避難場所の設定等

Jアラートによる緊急情報が学校のどこに届くのか確認し，学校内での情報伝達の方法も検討し，可能な限り早く共有できる仕組みを構築する。また，学校内の避難場所を児童数を考慮し決めておき，避難訓練等を通してその場所が適切かどうかの検証も必要である。

さらに，安全確保の方策についてあらかじめ検討・周知し，全教職員で共通理解を図る。

（2）自治体の危機管理部局等の関係機関との連携

弾道ミサイルやテロ等に対する対応は，学校だけで対応できるものではなく，各自治体の国民保護計画を踏まえて各学校の取組みが適切に行えるよう教育委員会等の学校の設置者が中心となり，各自治体の危機管理部局はもとより，関係機関（警察，消防，自衛隊等）と連携を強化し，学校への情報伝達や避難方法について情報共有を図る。

【自治体の避難訓練と合わせた取組】

自治体が実施するJアラートによる情報伝達を受けて，行動する避難訓練に合わせて学校の訓練を行う。Jアラートによる情報が校内でどのように聞こえるかを把握し，教室をはじめ様々な場所での行動を確認するために効果的である。こうした機会に，教職員の行動確認はもちろん，児童にとっても状況を判断し，身の安全を図る場所や行動を確かめ，どこにいても自らの判断で安全確保できるようにしておく。

Jアラートを介した情報による状況の把握

⇒ 安全な場所を判断して避難

⇒ 姿勢を低くして頭部を守る

【状況に合わせた避難行動について】

正しい知識を身に付け，どのような危険から何のために避難するのか，その時の状況によって適切に判断し，行動できるよう，さまざまな訓練を通して実践するとともに，振り返りを通して常に評価・改善を通して様々な危機事象を正しく理解し，状況に応じて的確に行動できるようにする。

8 学校への犯罪予告・テロへの対応

(1) 目的

学校への犯罪予告があった場合の迅速・適切な対応

(2) 基本事項

- 学校への爆破予告などの犯罪予告があった場合、警察等の関係機関と連携した対策が求められる。
- 自分の学校だけが受信している場合や近隣の学校等にも同様の予告がなされている場合など、状況によっても対応は異なるが、警察の指示のもと、教育委員会と連携し、事案に応じて適切に対応する。

【具体的対応】

- 爆破予告等の情報等があった場合、児童を不安にさせない配慮をしつつ、最悪の状況を想定し、安全を第一とした対応を行う。
- 当該情報に最初に触れた教職員は、管理職等に報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに教育委員会や警察に通報し、指示や情報を得る。
- 多くの人が集まる施設を標的としたテロが発生している現状から、学校が標的となり得る点を踏まえ、警察等と連携した対策を行う。その際、発生する事案の状況に応じてあらかじめ必要な状況を共有し、児童等の安全確保ができるように備える。
- 学校に不審なものがないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、特に薬品等の備品管理を徹底するとともに、安全点検を実施する。

9 インターネット上の犯罪被害への対応

(1) 目的

インターネット上に犯罪被害があった場合の迅速・適切な対応

(2) 基本事項

○近年，児童を脅かす犯罪被害として，インターネットを介した事案が多く発生しており，特にSNSに起因する被害は多様化・深刻化している。こうした被害を発見した場合には，早急な対応が必要になるため，すぐに警察，法務局・地方法務局に相談する。

○1人1台端末の活用に伴い、情報モラル教育の計画的実践を推進する。

【学校での具体的対応】

○犯罪被害の未然防止及び問題の早期発見・被害防止のために，最新事例（警視庁ウェブサイト等を参照）の把握や情報モラル教育の充実に努めるとともに，被害があった場合は，警察，法務局・地方法務局にすぐに相談できるよう，日頃から体制を構築しておく。

○保護者に対しては，児童がトラブルに巻き込まれないよう，携帯電話等の「フィルタリングサービス」の必要性について指導をすることなどを通して，保護者と児童等と一緒に考える機会を作るように案内する。

【加害者にもならない指導】

○近年，スマートフォン等の普及に伴い，手軽に写真や動画をインターネット上に投稿することができるようになったため，児童がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性が大きくなっている。

○加害者にならないよう，他者の権利を尊重し，情報社会での自らの行動に責任を持ち，適切に判断・行動できる力を身につけさせる。

<指導ポイント>

- ◆人を傷つける書き込みは，人権侵害であり，犯罪になることもある。
- ◆自らの投稿で他人に損害を与えれば，損害を賠償する責任を負うこともある。

10 体育の授業及び運動系クラブ活動での頭頸部外傷への対応

① 予防としての対応

- ・ 児童の発達段階や体力の程度に応じた適切な指導計画・活動計画を立てる。
- ・ 児童の技術レベルに相応しい活動内容を精査する。
- ・ 日頃から頭や首のけがは非常に危険であることを伝え、体育の授業や運動クラブ活動の際は気をつけて取り組むように指導する。
- ・ 体調が悪い場合は無理をしない・させない。
- ・ 運動前の健康観察を十分に行う。
- ・ 施設・設備・用具等について継続的・計画的に安全点検を行い、正しく使用する。

② 事態発生時の対応

- ・ 事態発生時、担当教諭はすぐに患者の容体を確認する。
(頭痛・吐き気・嘔吐・めまい・手足のしびれ・力がはまらない・意識の有無(一過性含む)・話し方・動作・表情の変化の観察)
- ・ 出血の有無や頭頸部の痛み等に注意し、動かさないように留意する。
- ・ いずれの場合も職員室・養護教諭に連絡し、緊急性の高い場合はもとより、迷った場合は最悪の事態を想定し、すばやく救急車を要請する。
- ・ 外傷の有無に関わらず、頭部を強打した場合や意識障害がある場合は、すぐに救急車の要請をする。
- ・ 頭部打撲がない場合・意識障害がない場合(意識回復)も安心せず、(外傷後少なくとも24時間) 安静と観察を続け、保護者に連絡し、必要な場合は医療機関を受診させる。

11 熱中症への対応

①予防としての対応

- ・教職員及び児童に熱中症の症状や予防法について資料プリントや集会等で情報提供し、熱中症の未然防止について指導する。
- ・夏季での体育授業前では児童の健康チェック・熱中症予防温湿度計(WBGT)による指数を測定し、運動可能かを確認し運動の軽減・水分補給・休憩など十分な予防措置をとる。
- ・運動前の体調チェックや健康観察を行い、体調が悪い児童は暑い中で無理に運動をさせないようにする。
- ・運動中、児童の体調の把握を適宜行い、体調の変化があるときは運動を中止する。
- ・運動中の気温や児童の様子から必要な場合は運動の軽減を行い、無理をさせない。
- ・時間を見て適切な水分補給・休憩を行う。
- ・梅雨明けや急に暑くなった時などは暑さになれるまでは短時間で軽めの運動からはじめ、徐々に慣らしていく。
- ・教職員に対し熱中症の対応を含む救急救命講習会を実施する。

②事故発生時の対応

- ・けいれん・ふらつき・めまい・吐き気などの症状があり熱中症の疑いがある場合は、職員室・養護教諭に直ちに連絡するとともに、応急処置(涼しい場所に避難・体の冷却・水分補給等)を施しながら緊急性の高い状態であるかを判断し、救急車要請等の対応をとる。迷った場合は最悪の事態を想定し、すばやく救急車を要請する。
- ・意識障害がある場合はすぐに、救急車を要請する。
- ・意識がある場合も状況に応じて速やかに救急車を要請する。

12 食物アレルギーへの対応

①予防としての対応

- ・食物アレルギー対応委員会（校長・教頭・養護教諭・栄養教諭・当該学級担任）を定期的に開催し、アレルギー対応が必要な児童に関する情報を共有し、役割分担（観察・準備・連絡・記録・管理等）を確認し事故の未然防止策を確認する。また、職員会議等においても共通理解及び周知を図る。
- ・給食時間においては、日々の受け取り、内容確認、配膳・おかわり等のルールを決め、相互に連携し組織的に対応する。
- ・給食当番を行う児童にアレルギー対応の扱い方について指導する。
- ・学校生活管理指導表を踏まえ、日常から給食や食物・食材を扱う授業・活動、運動、宿泊を伴う校外活動など、学校生活上の留意点に基づく取り組みを行う。
- ・ヒヤリハット事例や学校における食物アレルギー対応指針（石川県版）をもとに、対応訓練や救急救命講習等の研修会を企画・実施する。
- ・既往症のある児童のみ発症とは限らないため、学校給食で初めて反応する事例もあることを理解し、対応を確認しておく。

②事故発生時の対応

- ・給食の誤提供やアレルギー症状の発症などが分かったら、職員室・養護教諭に直ちに連絡するとともに、緊急性の高いアレルギー症状かどうかを判断し、エピペン使用や救急車要請等の対応をとる。迷った場合は最悪の事態を想定し、すばやく救急車を要請する。
- ・アナフィラキシーの既往がない場合も、アレルギー疾患により緊急の対応を要する症状が現れることがある。迅速かつ適切な行動がとれるように組織的に対応を行う。

13 気象災害への対応

【1 状況に応じた対応】

(1) 登校前

- ・気象庁が発表する気象警報・注意報等、公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、大雨や暴風、波浪、高潮、大雪によって登校時の危険が予想される場合は、「臨時休業」や「始業時刻を遅らせる」等の措置を検討します。特に、雨や雪の降り始めやピークはいつかなど、最新の情報を入手し、各自治体から発令される避難に関する情報（※避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等）なども参考にしながら、判断する。
- ・大雪の場合は、雪崩や通学路の除雪状況等についても確認する。

(2) 児童生徒等が在校時

- ・教職員で分担して、学校や通学路を含めた周辺の状況を把握します。（道路の冠水、河川の水位、土砂崩れ、潮位等）ただし、教職員の安全を第一に配慮し、できる範囲での把握する。
- ・土砂災害や浸水によって学校以外の場所への避難が必要となる可能性がある場合は、早期に避難を検討する。
- ・大雪の場合は、雪崩や通学路の除雪状況等についても確認する。
- ・通学路や学校周辺の安全確認の状況を基に、登校前と同様に気象情報や避難に関する情報も参考にしながら、「授業の打ち切り」「集団下校」「保護者への引渡し」「学校待機」等の対応を判断します。ゲリラ豪雨等、急な大雨で災害が発生する可能性がある場合は、保護者が無理に迎えにくることがないようにしておく。

(3) 情報共有・報告等

- ・臨時休業や授業打ち切り等の判断に際しては、教育委員会をはじめ近隣の学校や放課後児童クラブ等とも連絡を密に取りながら判断する。
- ・判断した結果を教育委員会等へ報告し、全教職員で協力し対応に当たる。
- ・保護者等へ措置・対応等について、メール配信や電話連絡等を活用し連絡する。停電等により保護者と連絡が取れない場合も想定し、複数の連絡方法をあらかじめ決めておく。
- ・確実に連絡が届いているかどうかについても、確認する。
- ・学校からの休業等の連絡がなくても、自宅周辺において水が溢れ出す等危険を感じたときは無理に登校させない判断が必要であることを保護者と共通に理解しておく。
- ・登校前や下校後の児童生徒等の安否確認も、必要に応じて行う。
- ・学校が避難所となる場合もあることから、その対応についても自治体の防災部局と連携して準備しておく。

【2 雷への対応】

雷は、積乱雲の位置次第で、海面、平野、山岳など場所を選ばず落ちます。また、周囲より高いものにほど落ちやすいという特徴があります。グラウンド、平地、山頂、尾根等の周囲の開けた場所にいると、積乱雲から直接人体に落雷（直撃雷）する

ことがあり、その場合、約8割の人が命を落とすと言われていています。また、落雷を受けた樹木等のそばに人がいると、その樹木等から人体へ雷が飛び移る（側撃雷）ことがあります。木の下で雨宿りなどをしていて死傷する事故は、ほとんどがこの側撃雷です。遠くで雷の音がしたら、既に危険な状況です。自分のいる場所にいつ落雷してもおかしくありません。

<積乱雲が近づくサイン>（気象庁提供）

以下のような変化を感じたら、それは積乱雲が近づいている兆し（サイン）です。まもなく、激しい雨と雷がやってきます。竜巻などの激しい突風が起きるおそれもあります。

- ・真っ黒い雲が近づいてきた
- ・雷の音が聞こえてきた
- ・急に冷たい風が吹いてきた

（1）避難の留意点

- ・部活動などの屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難する。
- ・下校前の場合は、素早く情報を収集し、必要に応じて学校に児童生徒等を待機させる。その際は、学校の対応を保護者等に連絡する。

<雷鳴が近くで聞こえたら>

- ・登下校時に発生した場合には、近くの安全な場所に避難し、無理に屋外を移動しないようにする。
- ・自転車に乗っている場合は、すぐに降りて姿勢を低くして、安全な場所に避難する。
- ・鉄筋コンクリート建築、自動車、バス、電車の内部は比較的安全です。
- ・木造建築の内部も基本的に安全ですが、全ての電気器具、天井・壁から1 m以上離れればさらに安全です。

<安全な空間に避難できない場合>

- ・近くに避難する場所がないような場合には、低い場所を探してしゃがむなど、できるだけ姿勢を低くするとともに、地面との接地面をできる限り少なくする。
- ・電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4 m以上離れたところに退避する。
- ・高い木の近くは危険なので、最低でも木の全ての幹、枝、葉から2 m以上は離れる。

【3 竜巻への対応】

竜巻は、発生予測が難しく移動速度も速いことなどから、発生時には迅速な対応が求められる。積乱雲が発生していたり雷鳴が聞こえたり、不安定な気象状況が見られたら、気象に関する情報を収集するとともに、竜巻の予兆につながる状況が見られたら、竜巻注意情報の有無にかかわらず警戒態勢をとり、竜巻が発生した際の対応の準備をする。

（1）竜巻の現象

<竜巻の予兆>

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。

- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・冷たい風が吹き出す。
- ・大粒の雨やひょうが降り出す。

<竜巻が起こったら>

- ・「ゴー」という音が聞こえてきます。
- ・真っ黒い雲から漏斗状の雲が下がって見える。
- ・トタン板や発泡スチロールなどのごみが宙を舞ったりする。

(2) 避難の留意点

○ 教室にいる場合

- ・飛来物の影響を抑えるため、窓を閉め、カーテンを引く。
- ・窓ガラスからできるだけ離れる。
- ・丈夫な机の下に入るなど、身の回りにある物で頭を守るなどの避難姿勢をとる。

○ 教室以外の校舎内にいる場合

- ・雨戸やシャッターを閉る。
- ・風の通り道やガラスが飛んでくるのを避けられる場所に身を寄る。
- ・壁に近い場所で避難姿勢をとる。
- ・建物の最下階に移動する。

○ 体育の授業や部活動などで屋外にいる場合

- ・校舎など頑丈な建物に避難する。
- ・物置やプレハブ（仮設建築物）などには避難しないようにする。

○ 登下校中の場合

- ・屋根瓦など、飛ばされてくるものに注意する。
- ・橋や陸橋の下には行かないようにする。
- ・近くの頑丈な建物や地下などに避難し、建物に避難できない場合は、くぼみ等に身を伏せ、横風を受けないようにする。

(3) 竜巻から身を守るには

竜巻から身を守るためには、竜巻自体の特徴や竜巻による被害などについて理解する。次のような事項について児童生徒等へ事前に指導し、竜巻への理解を深めるとともに、竜巻から身を守るための行動について考える学習や、様々な場面を想定した避難訓練等によって、児童生徒等が自分で判断し行動できるようにする。

- ・竜巻と発生源である積乱雲の視覚的イメージについて
- ・竜巻が発生しやすい天気や地形について
- ・竜巻の移動スピードについて
- ・竜巻によって起こる様々な被害について

また、竜巻注意情報等発表時の対応のルール化及び保護者等への周知も大切も行う。